

策定 平成17年 9月
 改定 平成19年 9月
 改定 平成23年 1月
 改定 平成26年 9月

指定管理者制度導入方針

第1 趣 旨

公の施設の管理については、平成15年の地方自治法(第244条の2関係)の改正により、従来公共的団体等に限定されてきた管理委託制度から、民間事業者を含む団体を地方公共団体が指定する指定管理者制度に転換された。

この制度の趣旨は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間等の能力を活用しながら、住民サービスの向上に努めるとともに、経費の節減を図ることを目的としたものである。

指定管理者制度とこれまでの管理委託制度との違い

項 目	管理委託制度(旧)	指定管理者制度(新)
受託者の範囲	普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体	法人その他の団体(個人は不可) ※株式会社、法人格のない任意団体など団体であればすべて含まれる
法的性格	「公法上の契約関係」 条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理の事務又は業務の執行の委託	「管理代行」 指定(行政処分)により公の施設の管理権限を指定を受けた者に委任するもの
手続き	条例で管理委託を規定 委託契約を締結	条例で「指定の手続」「業務の範囲」「管理の基準」を規定 議会の議決を経て指定協定を締結
管理の期間	単年度	適当な期間を議会の議決を経て特定
施設の管理権限	市が有する ※受託者は、施設の維持管理などの積極的に公物本来の目的を達成させることを目的とする公物管理権のみ有する	指定管理者が有する ※法令上市長のための権限に属する事務以外すべて 管理の基準、業務の範囲は条例で定める
施設の使用許可処分	受託者はできない	指定管理者が行うことができる
基本的な利用条件の設定	受託者はできない	条例で定めることを要し、指定管理者はできない
使用料の強制徴収 不服申立てに対する決定 目的外使用の許可	受託者はできない	指定管理者はできない
施設設置者としての責任	市	市
利用者に損害を与えた場合	市にも責任が生じる	市にも責任が生じる

第2 本市での指定管理者制度導入の経過

本市では、平成18年度から指定管理者制度を導入しているが、18年度は合併後の駆け込みであったため、既存の管理委託施設を対象に、全施設が非公募で、また、その大半が従前の管理委託団体を引続き指定管理者として指定したことにより、コスト削減、サービス向上といった制

度導入のメリットが余り発揮されなかった。

これらの課題を解消するため、平成21年度の指定管理者の更新、制度の新規導入に当たっては、あらかじめ指定管理者候補者選定委員会で、施設ごとに指定管理者の選定方法(公募・非公募)と指定期間を協議・決定した。その結果、スポーツ施設と観光施設の一部では、公募により候補者の選定を行った。

また、地域住民が専ら利用し、当該地域住民で構成する団体以外に指定管理者が想定されない次の施設については、設置条例に指定管理者と指定期間を規定し、今後の更新手続きの簡素化にも取り組んだ。

- ・コミュニティハウス(備前市コミュニティハウス設置条例)
- ・吉永町集会所(備前市吉永町集会所設置条例)
- ・教育集会所(備前市教育集会所設置条例)
- ・共同作業場(備前市共同作業場設置条例)
- ・小集会所(備前市小集会所設置条例)

このように、本市では、指定管理者制度を導入することで一定の成果を上げてきたが、これまでの結果を検証し、制度をさらに効果的に活用するため、導入方法や導入後の対応等について方針を定める。

第3 導入方針

本市における公の施設の管理に関する指定管理者制度の導入については、備前市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例及び備前市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則に基づき、次の考え方により進める。

第4 導入の判断

指定管理者制度導入に当たっては、以下に示す「指定管理者制度導入の判断ポイント」に基づいて、制度導入による管理運営、直営による管理運営の決定をする。

また、設置当時は市が設置・管理することが要請された施設であっても、現在ではその必要性が薄れた施設は、廃止や民間への譲渡、用途変更を検討するものとする。

指定管理者制度導入の判断ポイント

指 定 管 理 者	直 営
<input type="checkbox"/> 民間参入の可能性がある施設 行政以外に同様のサービスを提供する民間事業者等が存在する場合、民間事業者等が市と同様又は類似の施設を設置しており、市の施設が民間と競合している場合 <input type="checkbox"/> サービス向上が期待できる施設 民間経営感覚の導入により、利用者に対する接客や窓口サービス、相談、苦情処理等が質的に向上する場合 <input type="checkbox"/> 管理運営経費の削減が期待できる施設 競争原理の導入、民間ノウハウの活用(柔軟な人材活用、コスト意識の徹底等)により、管理運	<input type="checkbox"/> 制度導入のメリットがない施設 清掃・メンテナンス等の業務委託で対応でき、施設の管理運営(サービス向上や経費削減、利用促進等)に関し、民間ノウハウの導入の余地が少ない場合(制度導入に見合う業務があまりない場合)、または職員の指導のもと、臨時職員・パート職員で十分対応できる場合 <input type="checkbox"/> 市の関与が必要な施設 施設で実施する政策的な事業と施設管理業務とを市が一体的に実施した方が効率的・効果的な場合(政策的な事務事業を民間委託で

<p>営コストの削減が期待できる場合</p> <p>□ 施設の利用促進が期待できる施設</p> <p>利用料金制の採用とともに、民間ノウハウ(新たな発想(利用時間の拡大等)、専門性、事業の企画運営能力(自主事業を含む))を活用することにより、施設の利用促進が期待できる場合</p> <p>□ 住民自治意識の向上、地域協働の推進が期待できる施設</p> <p>地域団体やNPO法人による管理運営により、住民自治意識の向上や地域協働意識の向上が期待される場合</p> <p>□ 単純な管理業務が主となっている施設</p> <p>□ 新規に設置する施設のうち、直営とすべき合理的理由のない施設</p>	<p>きない場合)</p> <p>□ 民間参入が期待できない施設</p> <p>行政以外に同様のサービスを提供する民間事業者等が存在しない、民間が参入するメリットがない等、民間参入の可能性がない場合</p> <p>□ 施設のあり方の再検討</p> <p>施設のあり方の再検討を行うため、一定の検討期間を確保する目的で直営を維持する必要があるもの(統合・休止・廃止・譲渡等)</p> <p>□ 個別法で管理者が規定されている施設</p>
---	--

第5 基本の方針

公募の原則

制度の趣旨を考えると、公募することにより市場原理がはたらき、より一層のサービス向上やコスト縮減が期待される。したがって、指定管理者の選定に当たっては、原則、公募とする。

例外として、施設の性格、規模、機能等を考慮し、特定の団体が管理運営を行うことにより、その効用を最大限に発揮できる施設として、公共的団体等を指定管理者として選定することが適当と認められる施設については、公募によらない方法も採ることができるものとする。

なお、公募せずに選定する場合には、十分かつ合理的な理由が必要であり、あらかじめ、指定管理者候補者選定委員会の承認を得るものとする。

※ 「指定管理者の指定」は、議会の議決を経て決定されるので、この方針の中で使用する「指定管理者の選定」はあくまで「候補者の選定」である。

第6 選定手続

1 指定管理者の選定

指定管理者の選定方法

- (1) 選定は、原則として施設ごとに行う。
- (2) 複数の施設を一の指定管理者とした方が効果的である場合は、複数の施設を一の指定管理者として選定することができる。
- (3) 選定は、原則として公募により募集した団体から行う。ただし、次の場合は、公募によらない選定を行うことができる。
 - ア 緊急を要し、公募する暇がない場合
 - イ 応募する団体がなかった場合
 - ウ 応募した団体に指定管理者として適当な団体がなかった場合
 - エ 特に市長が必要と認めた場合
- (4) 公募を行う場合は、次の方法により行う。
 - ア 必要に応じて特別の条件を付することができる。

イ 周知方法は、広報紙や市のホームページを幅広く活用する。

ウ 必要事項を記載した公募要領を作成する。

エ 周知期間は、原則として4週間以上とする。

オ 庶務は、当該施設を所管する部署で処理する。

2 指定期間

指定管理者の指定期間は、次のとおりとする。

(1) 公募によるものは原則5年とする。

(2) 公募によらない選定を行うものは原則3年とする。ただし、特別の事由があると認める場合は、期間を延長又は短縮することができる。

3 申請者の資格

指定管理者の募集に応募できるものの資格は、次のとおりとする。

(1) 応募の際、現に本市から一般競争入札等の参加を制限されていないこと。

(2) 過去1年以内に他の地方公共団体から指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。

(3) 会社の更生手続開始、再生手続開始等の申立てがなされていないこと。

(4) 団体の代表者が成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者でないこと。

(5) 団体が法人の場合にあっては当該団体が、法人でない場合にあっては当該団体の代表者が納めるべき税及び公共料金を現に滞納していないこと。

(6) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(7) 暴力団又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

(8) 地方自治法に基づく議員等の兼業禁止規定に抵触することとなる団体でないこと。

(9) その他市長が必要と認める事項

(必要に応じて) 本市内に事業所、営業所等のある団体であり、かつ、岡山県内に本社、本店等のある団体であること。

4 候補者の選定

公募により、指定管理者の候補者を決定する場合は、公正性及び公平性を確保するため、次により行う。

(1) 審査機関

指定管理者候補者選定委員会で候補者を選定する。

ただし、指定管理者候補者の役職員又は利害関係者は、当該指定管理者候補者選定委員会の審査委員から除斥される。この場合、除斥される者を除いた委員の過半数の出席を持って委員会は成立するものとする。

(2) 審査の方法・基準

「指定管理者候補者選定委員会審査要領」による

(3) 仮協定の締結

施設の管理者(市長又は教育委員会)は、審査機関が選定した候補者と協議を行い、合意すれば仮協定を締結する。

(4) 選定結果

選定の結果は、仮協定の締結後、応募者に対し速やかに通知し、ホームページなどで公表する。

※ なお、公募によらないで候補者を決定する場合でも、企画提案書等の提出を求め、指定管理者候補者選定委員会において指定管理者としての適否を審査する。

5 指定管理者の決定

候補者として選定されたものは、議会の議決により指定管理者となり、協定を締結する。

第7 更新制の導入

1 更新制

公募時において、更新制の公募であることを明示し、指定した指定管理者が一定の条件を満たした場合、当該指定期間満了後、非公募により当該指定管理者を再指定(指定期間の更新)することができるものとする。

- (1) 指定期間 3年以内とする。
- (2) 更新(再指定)の制限 更新は、2回までとする。
- (3) 更新(再指定)は、次の条件を全て満たす場合に限るものとする。
 - (ア) 市の施設の運営方針に大きな変更がないこと
 - (イ) 当該指定管理者の管理運営の状況(モニタリングの結果)が優良であること
 - (ウ) 次期の協定条件について、市と指定管理者の双方が合意できること
 - (エ) その他募集要項で示した更新のための条件を満たしていること

2 更新の判断

更新の適否(非公募による指定管理者の再選定)は、更新(再指定)期間に係る企画提案書等により、指定管理者候補者選定委員会において判断する。

第8 導入後のモニタリング

指定管理者が事業計画書に基づいた適正な管理を行っているかどうかを確認し、万一サービス低下につながる恐れがある場合は、必要に応じた改善措置をとる必要があるため、継続的な監視を行うものとする。

指定管理者候補者選定委員会審査要領

(趣旨)

第1 この要領は、指定管理者候補者選定委員会での公募による指定管理者の候補者の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査の基準)

第2 審査の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の設置目的の理解
- (2) 利用者の平等な利用の確保
- (3) 施設の効用の発揮
- (4) 管理を安定して行う物的及び人的能力
- (5) 経費の節減
- (6) 施設で行う自主事業など当該施設の実情に応じて必要な事項

(審査の方法)

第3 審査は、第2に規定する基準に基づき施設ごとに定める「指定管理者候補者選定における審査基準表」に掲げる各項目について、提出された応募書類及び企画提案等の書類審査及び聴き取りによる審査により、各委員が審査点を付して行うものとする。

2 前項の審査の結果から、各委員の審査点の総合計により順位を付す。ただし、審査点の総合計の最も高い応募者が複数あったときは、委員の投票にて順位を決するものとする。

(庶務)

第4 審査に係る庶務は、指定管理者を指定しようとする公の施設を管理する部署において処理する。

指定管理者候補者選定における審査基準表(標準)

選定基準	審査項目	審査の視点	配点	A	B	C	D	E
1 利用者の平等な利用の確保等	①利用者の平等な利用の確保	平等な利用の確保のための方策(公の施設の設置目的の理解等)は十分か	20	5	4	3	2	1
	②利用者に対するサービスの向上	利用者等の要望、意見等を迅速に反映させる方策がとられているか		5	4	3	2	1
		利用者のトラブルの未然防止と対処方法は十分か		5	4	3	2	1
		サービス全般について定期的に評価し、改善に結びつける方策があるか		5	4	3	2	1
2 公の施設の効用の発揮	①効用の発揮	事業計画の内容が、具体的・現実的であり、かつ、創意工夫が見られるか	20	5	4	3	2	1
		施設の利用を促進させる方策(宣伝、広報等)がとられているか		5	4	3	2	1
		地域や関係団体との連携(交流、協力等)に対し、積極的で具体的な方策があるか		5	4	3	2	1
		防犯・防災・緊急時の対応にかかる取組みは的確で、事故防止にも取り組んでいるか		5	4	3	2	1
3 管理を安定して行う物的及び人的能力	①施設の適切な運営	施設や設備の維持管理計画は適切であるか	20	5	4	3	2	1
	②人的能力	適切な人員や有資格者を配置し、十分な育成・研修体制は講じられているか		5	4	3	2	1
	③個人情報保・情報公開	個人情報保護及び情報公開への取組みは適切か		5	4	3	2	1
	④経営能力	収支計画は事業計画との整合性が図られており、かつ、実現可能性はあるか		5	4	3	2	1
4 施設管理に関するその他の要件事項	①自主事業	自主事業の内容が施設の設置目的に合致しており、かつ、利用者にとって魅力的なものか	20	5	4	3	2	1
	②提案等	新たなサービス展開に向けた提案等があるか		5	4	3	2	1
	③	(施設に応じた項目を担当課で記載)		5	4	3	2	1
	④	(施設に応じた項目を担当課で記載)		5	4	3	2	1
5 管理に係る経費	①管理に係る経費(自主事業に係る経費を除く。)の縮減	{1-(提案価格/提示価格)}×100 ※上記計算結果の小数点以下は、四捨五入とする。また、計算結果が10点以上の場合は、点数を10点とする。	10					

指定管理者指定のスケジュール

前々年度 12月～1月	指定管理者制度の継続導入、更新、新規導入の意向を照会	契約管財課
↓		
1月～2月	選定の方法(公募、非公募、更新)を協議・決定 ※非公募を希望する施設については、担当者が委員会で説明	選定委員会
↓		
3月議会	設置条例の改正(新規導入の場合)	施設所管課
↓		
前年度 ～6月	指定管理者募集要項、協定書を作成	標準 契約管財課 個別 施設所管課
↓		
7/1～30	指定管理者の公募 ・ホームページ、広報紙等による(申込期間は原則30日以上) ・募集要項の提示(管理基準、業務仕様書、応募資格等申請に必要な情報) ・事前(現地)説明会や質問受付、回答 ※非公募の場合も要項等の提示等公募と同様の手続きを行う	施設所管課
↓		
8/1～中旬	申請書受付 ・提出書類(資格証明書、事業計画書、収支予算書等)の確認	施設所管課
↓		
10月	指定管理者候補者の選定 ※公募の場合 プレゼンを行い、選定基準に照らし、最も適当な団体を選定 ※非公募・更新の場合 選定基準に照らし、当該団体が妥当かを判定	選定委員会 施設所管課 契約管財課
↓		
11月初旬	選定結果の通知 ・申込者に対し選定結果を通知 議案上程準備	施設所管課
↓		
12月議会	指定管理者の指定の議決、債務負担の設定 ・指定管理者となるべき団体の名称、指定期間等に関する議決 ・指定期間における債務負担行為の設定	施設所管課
↓		
1/4～3/31	指定の通知・告示・協定の締結・業務引継ぎ ・相手方に指定管理者として指定する旨を文書で通知 ・指定管理者の指定について市民に対して告示 ・指定管理者と管理の細目的事項等について協議し、協定を締結 ・準備期間(業務引継ぎ等)	施設所管課
↓		
当該年度 4/1～	管理業務の開始 アンケート調査等(毎年) 定期的なチェック、指導	指定管理者 施設所管課
↓		
4/1～5/31	事業報告・業務の調査等(毎年) 事業報告書のチェック及び指導	施設所管課
↓		
5月中	指定管理者モニタリング結果の調査、公表	契約管財課
↓		
指定期間最終年度 3/31	指定期間の満了 指定管理者による管理を継続する場合は、再度協定等の手続を実施	指定管理者 施設所管課